

# 大阪府後発医薬品安心使用促進事業ロードマップ<sup>o</sup>～使用割合80%維持に向けて～

2019(令和元)年度

2020(令和2)年度

2021(令和3)年度

2022(令和4)年度

2023～2024  
(令和5～6)年度

## Step 1 患者と医師等の安心確保

- ①安心促進事業（薬剤師の丁寧な説明・服薬状況の確認・医師へのフィードバック）  
府内へ水平展開
- ②お薬手帳の活用拡大（患者自身が服薬状況や残薬、体調変化の有無等を記録）  
⇒医師・患者情報共有

③患者が選んだ  
疾患別GE見える化  
(モデル地区版)

④後発医薬品への信頼の回復  
⇒薬局薬剤師等へ現状を聞き取るとともに、  
患者に寄り添った対応への切り替えを周知

## Step 2-②

府内GE使用実績見える化（地域ごとの実績リスト公表）

薬剤師職能の  
発揮

Step 2-①  
医師・歯科医師  
へアプローチ

一般名処方せん枚数向上のための  
医師・歯科医師への働きかけ  
これまでの取組みを郡市区医師会、  
歯科医師会へ報告し、安心して一般名  
処方を発行してもらう働きかけ

Step 3  
地域フォーミュラリ作成

地域ごとにGE推奨リスト※を検討  
※フォーミュラリ：一般的に「医療機関等において医学的妥当性や経済性等を踏まえて作成された医薬品の使用方針」をいう。  
(経済財政運営と改革の基本方針2021より)

令和3年4月  
80% 達成

維持

Step 4- 1  
GE 使用割合①  
80% 達成※

(\*)第3期大阪府医療費  
適正化計画 GE指標より



Step 4- 2  
GE 使用割合②  
全国平均を達成

GE 使用割合①＝後発医薬品／後発医薬品のある先発医薬品+後発医薬品  
GE 使用割合②＝後発医薬品／全医療用医薬品